

判例第 05/2016/AL 号

2016 年 04 月 06 日最高人民裁判所裁判官評議会により採択され、かつ最高人民裁判所長官 2016 年 04 月 06 日付け第 220/QĐ-CA 号決定により公布された。

判例の源

ホーチミン市における「相続遺産紛争」に関する最高人民裁判所裁判官評議会 2014 年 10 月 09 日付け第 39/2014/DS-GĐT 号監督審決定。原告は Ms.グエン・ティ・トゥオン氏, Ms.グエン・ティ・スアン氏で、被告は Mr.グエン・チ・チャイ氏（セザー・チャーイ・グエン/Cesar Trai Nguyen）, Ms.グエン・ティ・トゥイ・フオン氏, Ms.グエン・ティ・ビック・ダオ氏で、関連権利義務者はグエン・ティ・セ氏, グエン・チ・ダット氏（ダンフォース・チ・グエン/Danforth Chi Nguyen）, グエン・トゥアン・リー氏, グエン・ティ・チン氏, グエン・チ・ドゥック氏, グエン・ティ・トゥイ・ロアン氏, ファム・ティ・リエン氏, ファム・ティ・ヴィ氏, チャン・ドゥック・トゥアン氏, チャン・タイン・カーン氏である。

判例の内容の概要

相続遺産紛争事件において、ある当事者が相続遺産の一部を相続し、及び相続遺産の管理、改善に力を尽くしたが、相続遺産を分けるのに同意せず（相続の提訴時効が消滅したと主張するからである。）、並びに相続遺産の管理、改善に尽くした彼らの寄与の判断に関する具体的な請求がない。この場合に、裁判所は、相続人に遺産を分けて配るべきと判断するのであれば、彼らの寄与分を判断しなければならない。なぜならば、相続遺産を分けない請求が寄与分の審理の請求を包含するからである。

判例に関する法令の規定

2004 年民事訴訟法第 5 条 1 項及び第 218 条

第 5 条 当事者の意思決定権及び自己決定権

1. 当事者は、民事の訴えを提起するか否か、管轄裁判所に民事事件又は非訟事件の解決を申し立てるか否かを決定する権利を有する。裁判所は、当事者から訴えの提起、書面による申立てを受けたときにのみ民事事件及び非訟事件を受理し、訴えの提起又は書面による申立ての範囲内でのみその事件を解決する。

第 218 条 請求の変更、補足又は取下げの検討

1. 審理合議体は、当事者の請求の変更又は補足がその元の訴え、反訴又は独立した請求の範囲を超えないときに請求の変更、補足を認容する。
2. 当事者が任意にその請求の一部又は全部を取り下げた場合には、審理合議体は、請求の一部又は全部の取下げに関する請求を認容し、取り下げられた請求の一部又は全部に関する審理を中止する。

判例のキーワード

「提訴請求」，「反訴請求」，「相続遺産の管理，改善に尽くした寄与」

事件の内容

2008 年 07 月 18 日付け提訴申立書及び事件解決過程において，Ms.グエン・ティ・トゥオン氏，Ms.グエン・ティ・スアン氏は次のとおり述べた：彼女らの両親は Mr.グエン・ヴァン・フン氏（1978 年死亡），Ms.レ・ティ・グ氏（1992 年死亡）であり，Ms.グエン・ティ・セ氏，Mr.グエン・チ・チャーイ氏¹，Ms.グエン・ティ・スアン氏，Ms.グエン・ティ・トゥオン氏，Ms.グエン・ティ・チン氏及び Mr.グエン・チ・チャイ氏²という 6 人の子がいる。Mr.チャイ氏は Ms.オン・ティ・マイン氏という妻及び Mr.グエン・トゥアン・リー氏，Mr.グエン・トゥアン・フーイ氏，Ms.グエン・ティ・クオイ・ドゥオン氏，Mr.グエン・チ・ダット氏（1966 年生まれ）及び Mr.グエン・チ・ダット氏（1968 年生まれ）という 5 人の子がいる。ホーチミン市人民裁判所は，2008 年 03 月 31 日付け第 413/2008 号決定において，Mr.チャイ氏，Ms.マイン氏，Mr.トゥアン・フーイ氏，クオイ・ドゥオン氏，グエン・チ・ダット氏（1968 年生まれ）が死亡したと宣言した。

ホーチミン市 5 区 4 坊チャン・ビン・チョン通り 263 番所在の住宅は，フン氏，グ氏が 1953 年に Mr.ダオ・タイン・フン氏から土地の譲渡を受け，2 人により，1966 年に現在のように新しく建てられた。その土地住宅は，土地使用権・住宅所有権の証明書発給を受けていなく，1999 年に財産開示しか行われなかった。フン氏とグ氏は遺言を残さずに死亡した。当該住宅は，現在，Mr.グエン・チ・チャーイ氏の子である Ms.グエン・ティ・トゥイ・フオン氏により管理されている。管理中，Ms.フオン氏は，パン工場の設立を目的とする Ms.グエン・ティ・ビク・ダオ氏に当該住宅の一部を賃貸した。Ms.フオン氏がこの住宅にいるとき，住宅を改修したことがあるが，あまり多くはない。Mr.チャーイ氏の夫婦は家の建設及び改修への寄与を有さない。Mr.チャーイ氏が刑務所に入った一方で，妻である Ms.トゥ氏は職業がないし，その子が小さくて収入がないので，住宅の建設，改修に資する余裕がないからである。もし Ms.フオン氏が改修費用を証明する根拠を有し，請求すれば，原告らは支払う。

原告らは法令に従い当該住宅を遺産分割する請求をし，かつ住宅本体を受け取り，他の相続人に金銭で返還する希望を有する。Ms.フオン氏は相続人ではないので，住宅を返さなければならず，他の場所に移動する支援を受けることに同意しない。

被告 Ms.グエン・ティ・トゥイ・フオン氏は次のように述べた。家族関係については認める。彼女の父である Mr.グエン・チ・チャーイ氏，母である Ms.グエン・ティ・

¹ 原文ベトナム語： Nguyễn Chí Trai

² 原文ベトナム語： Nguyễn Chí Trai

トゥ氏は Mr. グエン・チ・ドゥック氏, Ms. グエン・ティ・トゥイ・ロアン氏と被告という三人の子がいる（現在 Mr. ドゥック氏と Ms. ロアン氏はカナダに住んでいる）。チャン・ビン・チョン通り 263 番所在の住宅は、被告の祖父母により 1953 年に購入されたものであり、その時は、屋根が瓦であり、壁が木材板であった。1955 年に、父はお母と結婚し、この住宅に住んでいた。1978 年に父はアメリカに移住した。母は 1980 年に死亡した。被告は小さい頃から今までこの住宅に住んでおり、アルミのドアの設置、中 2 階の壁の建設、屋上の化粧煉瓦の敷設、家の後ろの壁の建設など何回も改修した。2006 年に父がベトナムにおける遺産の全部を被告に遺贈することを内容とする記録書を作成したので、祖父母であるフン氏、グ氏が残した父の相続遺産分を受けられる。相続遺産分配時効が消滅したので、原告の請求に同意しない。現在被告とその 2 人の子はこの家に住んでいる。パン工場の設立を目的とするレ・ティ・ビク・ダオ氏に家の一部を賃貸したが、被告とダオ氏は家の賃貸借に関する問題を自ら解決する。

被告 Mr. グエン・チ・チャーイ氏は次のように述べた。2009 年 10 月 14 日付け文書において、彼は、2006 年 04 月 25 日付け記録書でベトナムにおける両親から受けた遺産の全部を Ms. フオン氏に贈ると言及したが、今はその記録書を破棄する希望を有し、この文書により、Ms. トゥオン氏、Ms. スアン氏に代わりに出廷するよう委任する。また、裁判所が裁判を終了させた後、彼が受けられる財産分の全部をカナダに住んでいる息子である Mr. グエン・チ・ドゥック氏に贈る。

第一審の裁判が終わった後、2010 年 04 月 22 日に、Mr. チャーイ氏は他の供述書を提出した。その供述書によれば、チャン・ビン・チョン通 263 番所在の住宅に対する遺産分割に同意せず、管理・居住を続ける Ms. フオン氏に当該家を渡すと主張し、彼及び彼の妻がこの家に力・お金を尽くしたと述べた。しかし、2010 年 07 月 14 日にチャーイ氏は両親から相続した遺産分を息子である Mr. グエン・チ・ドゥック氏にあげることの内容とする別の文書を提出した。2011 年 03 月 11 日にチャーイ氏は第一審判決の決定に賛同し、控訴しないとする意見書を提出した。

関連権利義務者

- Ms. グエン・ティ・チン氏（フン氏、グ氏の娘）は次のように述べた：家族関係及び財産の起源に関する原告らの供述を認める。1966 年にその家が水漏れがあり、両親は自分を含む子達の支援で家を改修したが、自分は寄与した分の清算を請求しない。Ms. フオン氏が家の改修に彼女と彼女の両親（チャーイ氏、トゥ氏）の寄与があると述べたことは正しくない。チン氏は自分の相続遺産分を Ms. トゥオン氏と Ms. スアン氏に引き渡し、管理してもらうように要請した一方で、Ms. ダオ氏、Ms. フオン氏に対し家の返還を要請していた。

- Mr.グエン・チ・ダット氏（1966 年生まれ）, Mr. グエン・トゥアン・リー氏は次のように述べた：彼らの両親である Mr. グエン・チ・チャイ氏, Ms. オン・ティ・マイン氏及び 3 人の兄弟は 1982 年に越境しているとき、海で死んだ。彼らは相続遺産の分割に関する原告らの請求に同意し、フン氏, グ氏の遺産を相続してから、管理してもらうように Ms. トゥオン氏, Ms. スアン氏に渡すと主張した。

- Ms.グエン・ティ・セ氏（フン氏, グ氏の最後の子）は家族関係に関する原告らの供述及び請求に賛同し、自分の相続分を娘である Ms. ファム・ティ・ヴуй氏と Ms. ファム・ティ・リエン氏に譲る。

- 2007 年 05 月 21 日付け委任状（領事合法化済み）に書いてある Ms. グエン・ティ・ロアン氏と Mr. グエン・チ・ドゥック氏の供述によれば、ロアン氏とドゥック氏は、Ms. フオン氏に対し、ベトナムにおける財産及び土地住宅の分割や紛争に関する全てのことを決定してもらうように委任した（本件委任状は第一審の後にフオン氏により申立書と一緒に 2011 年 03 月 25 日に提出された）。

ロアン氏は（委任状に添付して）2009 年 08 月 13 日公判への欠席申立書を出した。紛争している財産については、彼女の両親はお金を支援したが、他のおじさん、お婆さんたちは何も寄与しなかった。1975 年の後、家族のほとんどのメンバーが移住したので、Ms. フオン氏だけは祖父母と一緒に住んだ。そのため、裁判所に対し、紛争している土地住宅における Ms. フオン氏の居住を認めることを請求した。

ホーチミン市人民裁判所は、2009 年 11 月 18 日付け第 3363/2009/DSST 号第一審民事事件判決において、次のとおり決定した。

- チャン・ビン・チョン通り 263 番所在の土地住宅はグエン・ヴァン・フン氏, レ・ティ・グ氏の遺産であり、受けられる相続遺産の各割合は 10.655.687.000: 6 =1.775.947.800 ドンと確定する。

- フオン氏, ダオ氏に対し、紛争している土地住宅を Ms. トゥオン氏, Ms. スアン氏に引き渡すことを命ずる。Ms. トゥオン氏, Ms. スアン氏は他の相続人に対し、相続分に相当する金員を支払わなければならない。

- グエン・チ・チャーイ氏が息子であるグエン・チ・ドゥック氏に自分の相続遺産持分を贈ることを認める。

2009 年 11 月 30 日にグエン・ティ・トゥイ・フオン氏は控訴し、控訴申立書にフン氏, グ氏が 10 年以上前に死亡したので、相続に関する提訴時効が消滅したと主張した。

2011 年 03 月 15 日にフオン氏は追加控訴申立書を提出した。これによれば、

- 彼女の父であるチャーイ氏は遺産分割に同意せず、及び彼女がこの住宅を管理することを同意する。他の相続人は紛争している住宅が分けていない共有財産であると確認する文書を有さない。彼女の両親と子達（彼女を含む）がこの住宅に 50 年以上安定的に住んでおり、住宅を保管・維持・改修してきたので、この家を出させることは合法的・合理的ではない。

在ホーチミン市最高人民裁判所控訴審法廷は、2011 年 05 月 10 日付け第 116/2011/DS-PT 号控訴審民事事件判決において、第一審判決をそのまま維持すると決定した。

2011 年 06 月 16 日、グエン・ティ・トゥイ・フオン氏は、上記の控訴審判決に対する監督審を行うように請求する不服申立書を提出した。

最高人民裁判所長官は、2014 年 05 月 06 日付け第 158/2014/KN-DS 号決定において、上記の控訴審判決に対し異議を申し立て、最高人民裁判所裁判官評議会に対し、監督審を行い、上記の控訴審判決及びホーチミン市人民裁判所第 3363/2009/DSST 号第一審民事事件判決を破棄し、法令の規定に従い再度第一審を行うためにホーチミン市人民裁判所に当該事件の記録を差し戻すよう求めた。

監督審公判において、最高人民検察院長官は、最高人民裁判所長官の異議申立てに賛同した。

最高人民裁判所裁判官評議会は次のとおり判断した。

グエン・ヴァン・フン氏（1978 年死亡）、レ・ティ・グ氏（1992 年死亡）夫婦は、Ms.グエン・ティ・セ氏、Mr.グエン・チ・チャーイ氏、Ms.グエン・ティ・スアン氏、Ms.グエン・ティ・トゥオン氏、Ms.グエン・ティ・チン氏及び Mr.グエン・チ・チャイ氏という 6 人の子がいる。Mr.グエン・チ・チャイ氏、Ms.オン・ティ・マイン氏夫婦は、Mr.グエン・トゥアン・リー氏、Mr.グエン・トゥアン・フーイ氏、Ms.グエン・ティ・クオイ・ドゥオン氏、Mr.グエン・チ・ダット氏（1966 年生まれ）及び Mr.グエン・チ・ダット氏（1968 年生まれ）という 5 人の子がいる。Mr.チャイ氏、Ms.マイン氏、Mr.トゥアン・フーイ氏、Ms.クオイ・ドゥオン氏、Mr.グエン・チ・ダット氏（1968 年生まれ）は、ホーチミン市人民裁判所 2008 年 03 月 31 日付け第 413/2008 号決定において、2008 年 03 月 31 日に死亡したと宣言された。

フン氏、グ氏は、遺言を残さずに死亡した。その子ら及び Ms.フオン氏（チャーイ氏の子）は、ホーチミン市 5 区 4 坊チャン・ビン・チョン通り 263 番所在の住宅が、フン氏、グ氏により 1953 年にダオ・タイン・フン氏から譲渡を受け、フン氏、グ氏の財産であり、Ms.フオン氏により管理され、使用されているということで一致している。

2008年にMs. スアン氏、Ms. トゥオン氏はフン氏、グ氏が残した遺産分割を請求して提訴した。

各当事者は、Mr. チャーイ氏が1991年07月01日の前にアメリカに定住したことで一致する。第一審裁判所、控訴審裁判所が、2006年07月27日付け第1037/2006/NQ-UBTVQH11号国会常務委員会議決に基づき、フン氏の遺産に関する相続提訴時効がまだ残っていると確定したことは正しい根拠がある。グ氏の遺産にとっては、相続分割請求の提訴時効が経過したが、Mr. チャーイ氏及び他の共同相続人は、グ氏の遺産は相続人が分割していない共有財産であり、各相続人に平等に分割することを一致した。そのため、第一審裁判所、控訴審裁判所が、グ氏の遺産を分割して相続人に分配するために、2004年08月10日付け第02/2004/NQ-HĐTP号民事、婚姻家族事件の解決の法令の適用を案内する最高人民裁判所裁判官評議会議決第1編第2節第2.4款a目を根拠としたことは正しい。

フン氏は1978年に死亡し、1959年婚姻家族法の規定によれば、Mr. チャーイ氏はフン氏の遺産の7分の1を相続できる。Mr. チャーイ氏がフン氏から相続する財産は、Mr. チャーイ氏、Ms. トゥ氏夫婦の共有財産である。Ms. トゥ氏は1980年に死亡し、Ms. トゥ氏の相続人はMr. チャーイ氏及びMs. フオン氏を含む3人の子である。そうすると、Ms. フオン氏は母であるMs. トゥ氏の遺産の一部を受けられるものの、Mr. チャーイ氏がフン氏から受けられる遺産全部をMr. ドック氏に贈ることは正しくない。

Ms. フオン氏は1953年に生まれ、祖父母の住宅に小さい頃から今まで住んでいる。1982年から当該土地住宅の戸籍主になっており、グ氏は生きていたが他の場所に住んでおり、Ms. トゥオン氏が1979年からこの土地住宅に戸籍を移転したが、ここに住んでいないので、Ms. フオン氏はグ氏が死んだ後、直接的に紛争土地住宅を管理し、使用してきた。他の当事者は他の場所に安定した住居を持っている。相続及び共有財産を分けるとき、第一審裁判所と控訴審裁判所が、Ms. フオン氏のために住居への寄与を判断せずに、母であるMs. トゥ氏から相続する財産持分を有するMs. フオン氏に対し、原告らに住居の返還を命じたことは適切ではない。

Ms. フオン氏はフン氏、グ氏の相続第一順位の相続人ではないが、被相続人の孫であり、管理に寄与を有し、住居の改修のためにお金をも支払った。事件解決過程において、Ms. フオン氏は相続分割時効が経過したので相続人に土地住宅を返還しないと主張したので、自分の寄与の判断を求めなかった。すなわち、権利確定を求めるMs. フオン氏の請求は寄与判断の請求よりも大きい。しかしながら、第一審裁判所と控訴審裁判所がMs. フオン氏の寄与を判断しなかったことは当事者の請求を徹底的に解決していない。

以上の理由で、2011 年改正後の民事訴訟法第 297 条 3 項、第 299 条 1 項 2 項に基づき、

以下のとおり決定する。

・原告グエン・ティ・トゥオン氏、グエン・ティ・スアン氏と被告であるグエン・ティ・トゥイ・フオン氏と他の関連権利義務者との間の財産相続紛争事件に関する在ホーチミン市最高人民裁判所控訴審法廷 2011 年 05 月 10 日付け第 116/2011/DS-PT 号控訴審民事判決の全て及びホーチミン市人民裁判所 2009 年 11 月 18 日付け第 3363/2009/DSST 号第一審民事事件判決の全てを破棄する。

法令の規定に従い再度第一審を行うために、ホーチミン市人民裁判所に当該事件の記録を差し戻す。

判例の内容

「フン氏は 1978 年に死亡し、1959 年婚姻家族法の規定によれば、Mr. チャーイ氏はフン氏の遺産の 7 分の 1 を相続できる。Mr. チャーイ氏がフン氏から相続する財産は、Mr. チャーイ氏、Ms. トゥ氏夫婦の共有財産である。Ms. トゥ氏は 1980 年に死亡し、Ms. トゥ氏の相続人は Mr. チャーイ氏及び Ms. フオン氏を含む 3 人の子である。

Ms. フオン氏はフン氏、グ氏の相続第一順位の相続人ではないが、被相続人の孫であり、管理に寄与を有し、住居の改修のためにお金をも支払った。事件解決過程において、Ms. フオン氏は相続分割時効が経過したので相続人に土地住宅を返還しないと主張したので、自分の寄与の判断を求めなかった。すなわち、権利確定を求める Ms. フオン氏の請求は寄与判断の請求よりも大きい。しかしながら、第一審裁判所と控訴審裁判所が Ms. フオン氏の寄与を判断しなかったことは当事者の請求を徹底的に解決していない。」